

京都市交通局管理規程第16号

京都市交通局職員の給与の特例に関する規程の全部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員の給与の特例に関する規程の全部を改正する規程
京都市交通局職員の給与の特例に関する規程の全部を次のように改正する。

京都市交通局職員の給与の特例に関する規程

(給料月額の特例)

第1条 平成21年4月1日(第2号及び第3号に掲げる職員にあっては、同年7月1日)から平成22年3月31日までの間における京都市交通局職員給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給料月額は、給与規程の規定にかかわらず、給与規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級以上である職員 100分の5
- (2) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級又は6級である職員 100分の3.5
- (3) 給与規程第3条第1項第1号、同項第2号又は同項第3号の給料表の

適用を受ける職員で職務の級が1級から4級である職員 100分の2.
5

(管理職手当の特例)

第2条 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における管理職手当の額は、給与規程の規定にかかわらず、給与規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額(給与規程第28条第1項ただし書に規定するものを除く。)から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が9級である職員 100分の20

(2) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級である職員 100分の10

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

(交通局企画総務部職員課)